

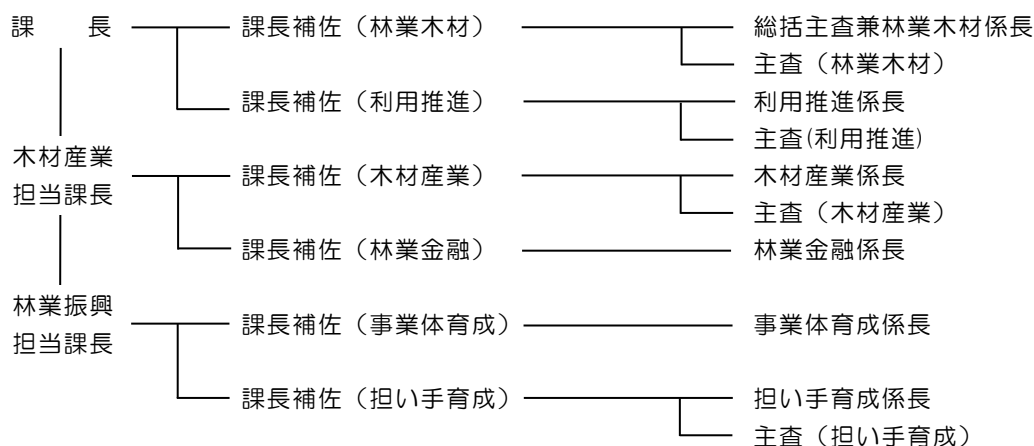
# 林業木材課

## 担当する事務

- 1 林業の振興に関すること
- 2 木材産業の振興に関すること
- 3 林産物の生産及び加工に関すること
- 4 林産物の需給及び流通に関すること
- 5 林業・木材産業の経営改善に関すること
- 6 林業従事者の担い手対策に関すること
- 7 森林組合に関すること（他部の主管に属するものを除く）
- 8 林産に係る試験研究等の調整に関すること
- 9 北の森づくり専門学院との調整に関すること

## 組織図

住 所 : 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎11階



## 施策

頁数	施策名	担当(係)	備考
33	1 HOKKAIDO WOOD 推進事業費	利用推進係	予算
34	2 都市の木造化促進事業費	//	//
35	3 道産建築材活用促進事業	//	//
36	4 HOKKAIDO WOOD 販売促進事業費	林業木材係、利用推進係	//
37	5 道産広葉樹利用促進事業費	利用推進係 道有林課道有林整備係	//
38	6 建築物等における道産木材の利用促進の取組	利用推進係	予算・他
39	7 道産建築材供給力強化対策事業費	木材産業係	予算
40	8 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費	木材産業係 森林整備課造林推進係、 路網整備係	//
41	8-1 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業費 (木材加工流通施設等整備、高性能林業機械等の整備)	木材産業係	//
42	9 特用林産生産資材高騰対策事業費	//	//

頁数	施 策 名	担当(係)	備考
43	10 林業・木材産業構造改革事業費	//	//
45	11 林業・木材産業改善資金貸付事業貸付金	林業金融係	//
46	12 木質バイオマスゼロカーボン推進事業費	//	予算
47	13 木質バイオマスの有効活用に向けた取組	利用推進係	予算・他
48	14 【新規】林業就業体験受入強化事業	担い手育成係	予算
49	15 若手林業従事者定着促進事業費	//	//
50	16 森林整備担い手対策推進費	//	//
52	17 森林・林業担い手育成総合対策	//	他
53	18 緑の青年就業準備給付金事業費	//	予算
54	19 地域ネットワークを活用した林業担い手対策の推進	//	他
54	20 高校生などによる写真コンクール	//	//
55	21 森林組合育成対策事業費	事業体育成係	予算
56	22 「北海道林業事業体登録制度」を活用した林業事業体の育成	//	他
57	23 林業事業体のマネジメント力の強化支援	//	予算・他
58	24 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	林業金融係	//
58	25 農林漁業資金管理指導費	//	//
58	26 農林漁業信用基金受託事業費	//	//
58	27 特用林産振興推進対策費	木材産業係	//
59	28 林業就業促進資金貸付事業費	担い手育成係	//
59	29 森林組合指導検査費	事業体育成係	//
59	30 森林組合振興資金貸付金	//	//


※備考欄：予算事業である施策は「予算」、その他の取組である施策は「他」

# HOKKAIDO WOOD 推進事業費


## 1 目的・概要等

道産木材製品を「HOKKAIDO WOOD」としてブランド化し、市町村や企業等に対して道産木材の活用の意義やメリット等を示しながらプロモーションやモデル的な施設の整備への支援を行い、住宅・店舗などの建築物から身近な製品まで、道産木材の幅広い活用を進める。

【HOKKAIDO WOOD のロゴマークとキャッチフレーズ】  
・道産木材製品の魅力を伝える目的で平成 30 年に誕生



木の質は、森の質。



## 2 事業内容

対象	内容	事業主体	予算額 (千円)	
非住宅 建築物	都市の木造化促進事業費	道	14,280	
	手法の検討			・木造建築の新技术に関する協議会の開催
	普及 PR			・企業等と連携した施設の木造化・木質化を推進 ・木造建築に係る研修
	道産建築材活用促進事業費	道	44,500	
木材 製品	木造化への補助	協議会 (負担金)	14,598	
				・道産建築材を使用して民間施設を建築する建築事業者に対して木工費分を支援 補助率：1/2 以内 上限 3,000 千円（建設工事費のうち木工費分）
	HOKKAIDO WOOD 販売促進事業費	道	1,047	
販路拡大	・道産木材製品販路拡大協議会の開催 ・SNS 等による情報発信 ・道外・海外プロモーション ・道内事業者への普及			
	需要拡大		・異業種企業や一般消費者への啓発	
広葉樹 製品	道産広葉樹利用拡大事業費	道	1,047	
	製品普及			・道産広葉樹の新たな需要の開拓
	安定供給			・広葉樹原木の安定供給に向けた取組



担当課・係	林業木材課利用推進係（内線 28-455）
-------	-----------------------

## 都市の木造化促進事業費

### 1 目的・概要等

中高層・非住宅建築物の木造化の進展や、住宅における道産建築材の利用拡大に向け、「HOKKAIDO WOOD BUILDING」登録施設を活用した非住宅建築物の普及PRや木造民間施設への支援などにより、都市の木造化・木質化を促進する。

### 2 事業内容

区分	内容	実施主体
① 建築手法検討		
有識者会議の開催	木造建築の新技术に関する協議会の開催 構成員：有識者、試験研究機関、林業関係団体、木材加工流通業者、設計業者、建設業者、金融機関、行政など ・ CLT 等木造建築の新技术の利用促進など、都市の木造化に向けた道産木材の需要創出等の方策を検討	北海道
② 普及PR		
施設のPR	道産木材を使用した施設のPR ・ HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度を活用した、「HOKKAIDO WOOD」の認知度向上や、非住宅建築物での道産木材の利用拡大 ・ HOKKAIDO WOOD BUILDING や道産材活用住宅の事例集の作成	北海道 (直営・委託)
研修会の開催	木造建築に係る研修会の開催 ・ 市町村を対象とした木造公共建築事例の紹介や導入手法等の研修 ・ 設計・施工技術者を対象とした CLT 建築構造設計の研修 ・ 市町村や設計・施工技術者向を対象とした木造建築物の現地見学研修 ・ 公共建築物木造化・木質化相談窓口の開設	北海道 (委託)
③ 道産建築材活用促進		
木造民間施設への支援	道産木材を活用したモデル的な木造民間施設の整備への支援 ・ 道産木材を活用した民間施設を建築する事業者に対し補助 【補助率】1/2 以内 【上限】3,000 千円(建築工事費のうち木工事費分)	北海道 (委託・補助)

★中高層（4階建て以上）・低層非住宅（3階建て以下）の木造率は低位

- ・木造建築に対応できる設計者・施工者が少ない
- ・施主や設計者が「木造」を選択しない

★住宅の木造比率は5割を超えるが、道産木材の使用比率は低位

環境意識の高まりをとらえ、木造率が低い中高層及び低層非住宅における木造化・木質化を推進

企業との連携

- ・HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度(令和6年1月現在 64施設登録)

技術者の育成

- ・研修や相談窓口による技術者育成

利用促進

- ・木造建築の新技术に関する協議会
- ・建築事例集の作成
- ・木造民間施設整備への支援



区分	道単独	予算額(千円)		国	道	その他
		R6年度	58,780			
事業主体	北海道	R6年度	58,780	—	58,780	—
実施年度	R2~	R5年度	55,591	—	55,591	—
負担区分	道10/10 ※道費は「森林整備等支援基金繰入金」	担当課・係		林業木材課利用推進係 (内線 28-480)		

## 道産建築材活用促進事業（都市の木造化促進事業費）

### 1 目的・概要等

道産建築材の需要拡大を図るため、道産木材を活用したモデル的な木造民間施設の整備への支援を行う。

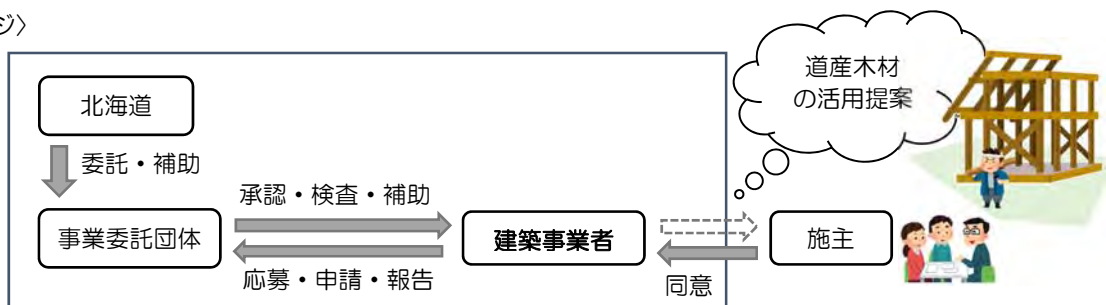
### 2 事業内容

#### ○民間施設への道産木材活用に係る支援

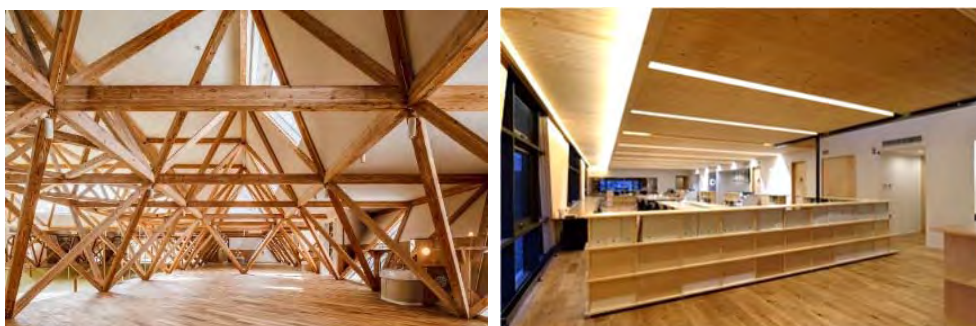
道産木材を活用した民間施設を建築する事業者に対し、木工事費分を対象に補助する。

区分	内容
補助対象経費	建築工事費のうち木工事費分
補助率	1 / 2以内
事業実施主体	道産建築材を活用した民間建築物の建築工事を請け負った事業者
上限補助額	上限 3,000 千円（建設工事費のうち木工事費分）
優先採択基準	地域への波及効果や事業新規性を考慮し対象者を選定。 以下の評価基準に基づき、ポイント高い建築物を優先。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道産建築材の利用量が多い、利用率が高い建築物</li> <li>・CLT 等の先進技術、森林認証材などを活用した建築物</li> <li>・効果的な PR に取り組む、展示効果が高い建築物</li> <li>・HOKKAIDO WOOD BUILDING に登録する建築物 など</li> </ul>

#### 〈事業イメージ〉



#### 民間施設への道産建築材の利活用の拡大



道産木材を活用した建築物

区分	道単独	予算額（千円）		国	道	その他
事業主体	北海道	R 6年度	44,500*		44,500*	
実施年度	R 5～R 7	R 5年度	44,500*	—	44,500*	—
負担区分	道10/10 ※道費は「森林整備等支援基金繰入金」	担当課・係		林業木材課利用推進係 (内線 28-455)		

※都市の木造化促進事業費の内数



# HOKKAIDO WOOD 販売促進事業費

## 1 目的・概要等

トドマツやカラマツなどの道産木材製品の販路拡大・需要創出を図るため、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用したプロモーション活動や販売促進に向けた取組を展開する。

## 2 事業内容

### (1) 販路拡大

北海道と林業・木材産業関係団体等からなる協議会により、HOKKAIDO WOOD ブランドを活用した情報発信やプロモーション活動を展開するとともに、プロモーションの成果について道内事業者へ広く普及し、新たな市場への進出を促す。

【協議会構成員】北海道、林業・木材産業関係団体、木材関係企業、流通業者等

区 分		内 容
プロモーション手法の検討	販路拡大協議会の開催	道産木材製品販路拡大協議会の開催（年3回程度） ・ プロモーションの検討・成果分析
ブランド戦略	発信力の強化	SNS 等による情報発信力の強化 ・ HOKKAIDO WOOD 公式ホームページの運営 ・ SNS 運営及び SNS 上でのウェブ広告掲載
プロモーション	国内市場の開拓	道外（首都圏など）向けプロモーションの実施 ・ 道外の展示・商談会や web 展示会への出展 ・ 建材サイト等への道産木製品リスト掲載
	海外市場の開拓	海外に向けた PR と道内と海外の企業のマッチング機会の創出 ・ 海外展示会への出展（台湾） ・ 海外バイヤー招聘 ・ 新規市場開拓調査
	道内事業者への普及	道内事業者の販路拡大への意識醸成を図る報告会の開催（年1回） ・ 道外、海外に向けたプロモーションの成果等を道内事業者へ報告

### (2) 需要拡大

幅広い分野の異業種事業者の連携を図る交流会の実施や一般消費者への PR により需要拡大を図る。

区 分		事業内容
普及啓発	異業種事業者や一般消費者への啓発	・ 地域特性に合わせた PR 資料等の作成 ・ 異業種間の連携強化のため展示交流会の開催（1回） ・ 道産木製品リストを活用した幅広い PR



## 道産木材製品の販売促進

区 分	道単独	予算額（千円）		国	道	その他
		R6年度	R5年度			
事業主体	協議会、北海道	14,598	—	—	14,598	—
実施年度	R2～	17,687	—	—	17,687	—
負担区分	道10/10 ※道費は「森林整備等支援基金繰入金」	担当課・係		林業木材課林業木材係（内線 28-463） 利用推進係（内線 28-455）		

## HOKKAIDO WOOD 推進事業費（道産広葉樹利用促進事業費）

### 1 目的・概要等

道産広葉樹資源の有効活用を図るため、伐採可能な一般材（ミズナラやダケカンバ等）の安定供給や広葉樹出材量の大半を占める低質材の付加価値向上に向けた取組を進める。

### 2 事業内容

道産広葉樹の新たな需要の開拓や、広葉樹原木の安定供給体制の構築を図る。

#### （1）安定供給に向けた取組

- ・伐採業者と加工業者などのマッチングを図るため、ニーズに応じた原木の採材・仕分けに係る現地研修を開催



#### （2）有効活用、付加価値向上に向けた取組

広葉樹の個別ニーズに応じた現地研修の実施

- ・家具・クラフト業者等と伐採業者等のマッチングを図るため、採材の工夫による低質材の有効活用及び、曲がりなどの欠点を生かした製品の検討を行う地域見学会を開催



区分	道単独	予算額（千円）		国	道	その他
		R6年度	1,047			
事業主体	北海道	R6年度	1,047	—	1,047	—
実施年度	R3～	R5年度	1,047	—	1,047	—
負担区分	道10/10 ※道費は「森林整備等支援基金繰入金」	担当課・係		林業木材課利用推進係（内線 28-455） 道有林課道有林整備係（内線 28-714）		

## 建築物等における道産木材の利用促進の取組

### 1 目的・概要等

ゼロカーボン北海道の実現やSDGsなど、環境貢献に対する企業等ニーズの高まりを受けて、道産木材の利用を一層拡大するため、「北の木の家」の普及を進めるほか、「北海道地域材利用推進方針」に基づき、道や市町村が整備する公共建築物や民間建築物、公共土木工事での道産木材の利用を促進する。

### 2 事業内容

建築物や土木分野での道産木材の利用促進

区分	内容	実施主体	予算区分
建築物や公共土木工事での利用の促進	○ 「地域材利用推進方針」に基づき、建築物の木造化・木質化や公共土木工事での道産木材の利用を促進するため、建築物木材利用促進協定制度の周知、庁内の関係部局による情報交換、木材使用事例の情報収集及び発信等を実施	北海道 市町村	経常
木造公共建築物等整備への支援	○ 市町村等が行う地域材を活用した公共施設等の整備に対し支援  〔主な採択基準〕 延床面積 300 m <sup>2</sup> 以上、かつ、地域材利用量が 0.18 m <sup>3</sup> / m <sup>2</sup> 以上（木質内装は除く）で整備する公共施設等に補助 ・ 木造公共施設等 補助率 15% 以内（CLT、耐火構造など、国が定めるモデル性が高い建築物は 1/2 以内） ・ 木質内装 建築本体経費の 3.75% 以内または木質内装経費の 1/2 以内の何れか低い額を補助	市町村等	林業・木材産業構造改革事業費
「北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～」の普及啓発	○ 「北の木の家」の認定 「北の木の家」（産地や合法性の証明、JAS 規格など品質の確かな道産木材を延べ床面積 1m <sup>2</sup> あたり 0.1m <sup>3</sup> 以上使用した住宅）を認定	北海道木材産業 協同組合連合会	経常
	○ 制度の普及 PR HOKKAIDO WOOD ブランドを活用し、ゼロカーボンや SDGs への貢献など道産建築材を使用する意義や企業価値の向上等について、施主や工務店等が実感できる取組を実施 ・ 「北の木の家」建築推進業者の認証 ・ 住宅関連雑誌や建設部所管の住宅関連イベント等を通じた普及 PR の実施 ・ 「北の木の家」住宅見学会の PR や、工務店に対する地域材活用に向けた現場見学など勉強会の開催 ・ HOKKAIDO WOOD の HP や SNS 等を活用した情報発信	北海道	社会資本整備総合交付金

担当課・係

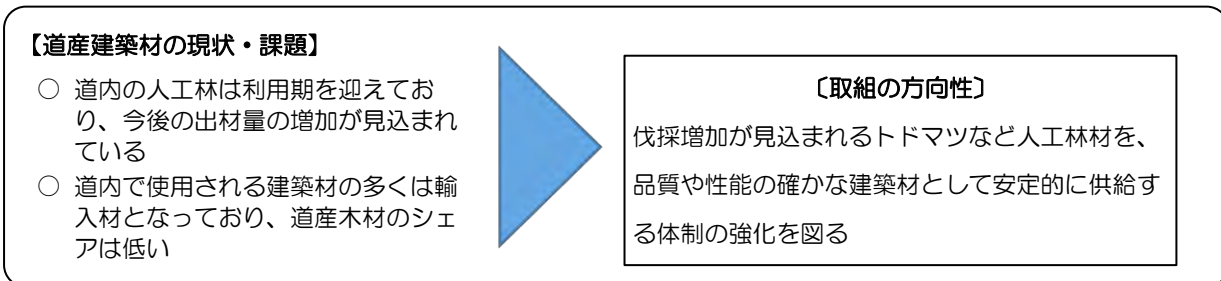
林業木材課利用推進係（内線 28-455）



# 道産建築材供給力強化対策事業費

## 1 目的・概要等

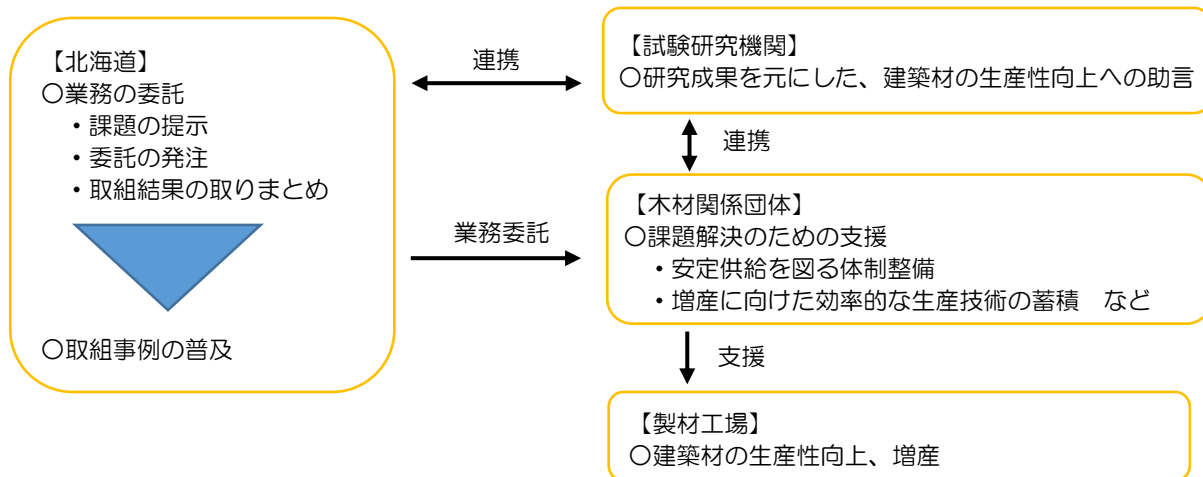
人工林資源が充実する中、建築材など付加価値の高い製品としての道産木材の利用を拡大させるため、道産建築材の供給力を強化する取組を実施し、全道へ普及していく。



## 2 事業内容

区分	内容	実施主体
技術的支援	道産建築材の増産を希望する製材工場に対し、保有する機械や人員等の実情に応じて効率的に生産を行うための技術習得や体制づくりを支援 ○ 委託先：木材関係団体	北海道 (委託)
取組結果の普及	取組による生産性向上等の事例を取りまとめ、製材業界に普及	北海道

### 道産建築材供給力強化対策事業 イメージ図



区分	道単独	予算額（千円）		国	道	その他
		R6年度	2,204			
実施主体	北海道	R6年度	2,204	—	2,204	—
実施年度	H30～	R5年度	2,270	—	2,270	—
負担区分	道 10/10	担当課・係		林業木材課木材産業係（内線 28-472）		

# 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業費

## 1 目的

新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築を図る取組や、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組を推進する。

## 2 事業内容等

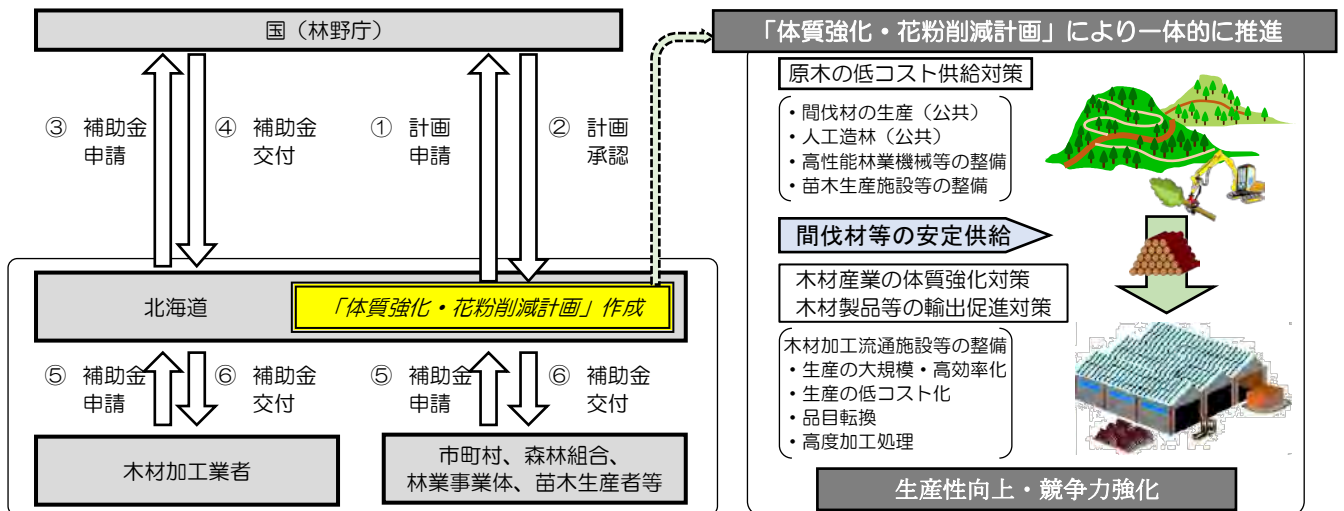
区分	支援対象	事業主体※1	補助率
①木材加工流通施設等整備	木材加工業者等が行う加工流通施設や保管庫の整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人ほか	1/2以内
②高性能林業機械等の整備	森林組合、林業事業者等が行う高性能林業機械等の整備	森林組合、林業者等の組織する団体、林業事業者ほか	1/2以内
③間伐材の生産・低コストな人工造林	市町村、森林組合等が行う間伐材等の生産のための伐倒・集材等	市町村、森林組合、北海道ほか	間伐材生産・造林 定額 関連条件整備活動 定額 19.5千円/ha以内
④路網整備	市町村、森林組合等が行う路網の整備	市町村、森林組合、北海道ほか	林業専用道(規格相当) 定額 32千円/m・35千円/m・38千円/m以内※ 土場等と一体的に整備する林業専用道(規格相当) 定額 46千円/m・49千円/m・52千円/m以内※ 森林作業道 定額 2千円/m以内 機能強化 事業費の1/2以内
⑤コンテナ苗生産基盤施設等整備	苗木生産者等が行う生産施設の整備	市町村、苗木生産者ほか	定額 4/10、1/2または6/10以内
⑥指導等事業	事業を推進するための事業主体に対する指導等	北海道	1/2以内

※1 事業主体になるには、道が策定する「体質強化・花粉削減計画」に参画することが必要

※2 地形区分毎の定額単価

## 3 実施体制等

- ①、② 道は、事業実施のための「体質強化・花粉削減計画」を作成して国に申請し、承認を受ける。  
 ③、④ 道は、国へ補助金の交付を申請し決定を受ける。  
 ⑤、⑥ 事業主体は、道に補助金の交付を申請し、決定を受けた後、事業に着手。



区分	非公共(補助金)	予算額(千円)	計	国	道	その他
実施主体	上記「事業主体」のとおりに	R6年度※1	1,245,107	1,242,939	2,168	—
実施年度	H30~R6	R5年度※2	1,859,669	1,857,165	2,504	—
負担区分	上記「補助率」のとおりに	担当課・係	区分①、②、⑥及び事業全般	林業木材課木材産業係(内線 28-475)		
			区分③、④、⑤	森林整備課造林推進係(内線 28-622) 森林整備課路網整備係(内線 28-633) 森林整備課保護種苗木係(内線 28-627)		

※1 R5年度5定予算の明許繰越

※2 R4年度5定予算の明許繰越

# 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策等事業費 (木材加工流通施設等整備、高性能林業機械等の整備)

## 1 目的

地域材の競争力強化に資する合板・製材・集成材工場及び原木供給の効率化を進めるためのストックヤード等を整備するとともに、原木を低コストかつ定期的に供給するための高性能林業機械等の整備を支援する。

## 2 事業内容等

区分	種目	内容	事業主体	補助率
① 木材加工流通施設等整備	・加工流通施設整備 ・ストックヤード整備 ・木材加工流通施設等整備 ・整備附帯事業	木材製材施設装置、集成材加工施設装置、合・単板加工施設装置、貯木場整備 など	森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 ほか	1/2以内
② 高性能林業機械等の整備	・高性能林業機械等の整備	ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダ等の高性能林業機械等の整備	森林組合、林業者等の組織する団体、林業事業体 ほか	1/2以内

※事業主体になるには、道が策定する「体質強化・花粉削減計画」に参画することが必要

## 3 事業イメージ



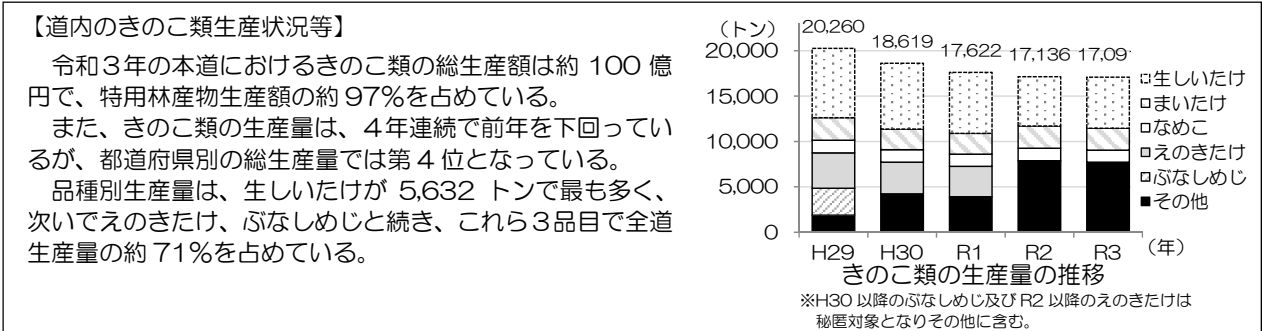
区分	非公共（補助金）	予算額（千円） （事務費除く）	計	国	道	その他
実施主体	上記「事業主体」とおり	R6年度※1	294,545	294,545	—	—
実施年度	H30～R6	R5年度※2	826,929	826,929	—	—
負担区分	上記「補助率」とおり	担当課・係	林業木材課木材産業係（内線 28-475）			

※1 R5年度5定予算の明許線越  
※2 R4年度5定予算の明許線越

# 特用林産生産資材高騰対策事業費

## 1 目的

ロシア・ウクライナ情勢等により、燃油・電気代のみならず、おが粉等の生産資材価格も上昇し、きのこ生産者の経営が圧迫されていることから、コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、次期生産に必要な生産資材の導入費を支援し、生産体制の維持、経営体質の強化を促進する。

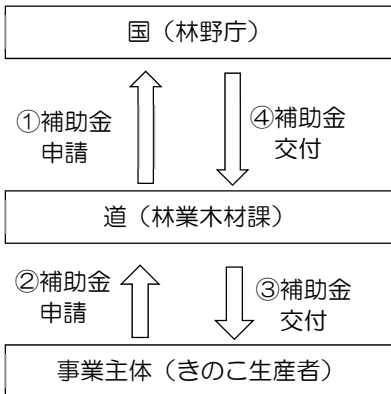


## 2 事業内容等

支援対象	事業主体	区分	補助率	補助単価①	補助単価②*
生産資材の国産化及びコスト低減に取り組むきのこ生産者が、生産に必要な資材 (原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、薬剤、栽培袋、梱包資材)	きのこの販売収入が過半を占めるきのこ生産者	原木しいたけ	定額  (上限 500万円)	24.02 円/kg	33.63 円/kg
		菌床しいたけ		5.58 円/kg	7.81 円/kg
		きくらげ		5.37 円/kg	7.52 円/kg
		まいたけ		5.75 円/kg	8.05 円/kg
		なめこ		6.06 円/kg	8.48 円/kg
		えのきたけ		2.81 円/kg	3.94 円/kg
		たもぎたけ		4.08 円/kg	5.71 円/kg

※経営費に占める電気代が15%を超える場合に適用

## 3 実施体制等



### 【主な補助対象】

①原木しいたけ用のほだ木	②菌床しいたけ用の菌床ブロック	③トレー及び梱包ラップ

区分	非公共（補助金）	予算額（千円）	計	国	道	その他
実施主体	上記「事業主体」のとおり	R6年度*1	21,894	21,894	0	0
実施年度	R5～R6	R5年度*2	38,080	38,080	0	0
補助率	上記「補助率、補助単価」のとおり	担当課・係	林業木材課木材産業係 (内線 28-472)			

※1 R5年度5定予算の明許繰越

※2 R4年度5定予算の明許繰越



## 林業・木材産業構造改革事業費

### 1 目的・概要等

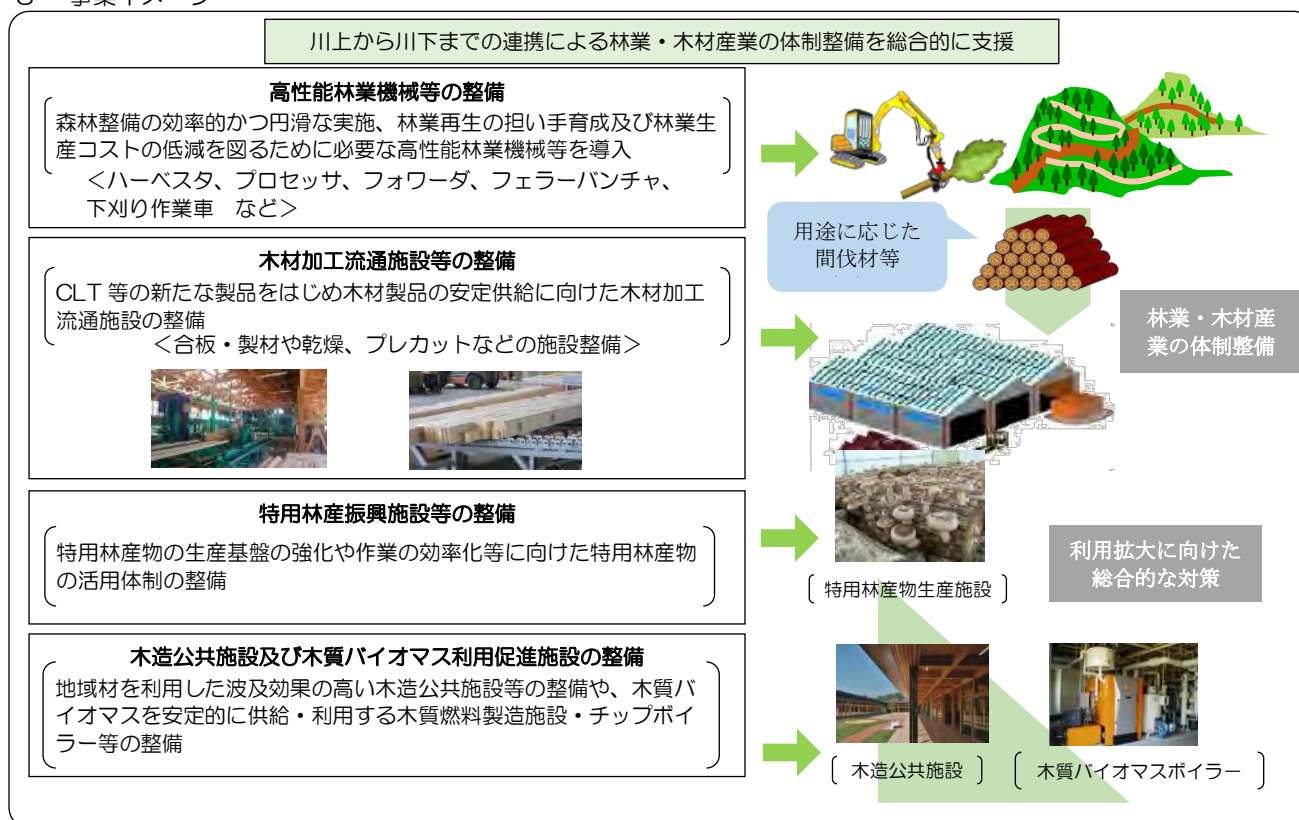
林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて、国の事業等を効果的かつ効率的に活用し、安定供給体制の整備推進、林業経営体の育成、特用林産物の振興、木材利用及び木材産業の体制整備を進める。

### 2 事業内容

意欲と能力のある経営体と連携し、需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給等を図るため、川上から川下までの連携による林業・木材産業の体制整備を総合的に支援する。

区分	種目	内容	事業主体	補助率
① 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成	・ 高性能林業機械等の整備	林業経営や森林施業の効率化を図るための施設等の整備	市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業開始する者等	1/3～1/2 以内
② 木材利用及び木材産業体制等の整備推進	・ 特用林産物振興施設等の整備	生産基盤の高度化、作業の効率化等に資する整備	市町村、森林組合、道森連、農協、林業者等の組織する団体、さのこ原木等生産者等	1/2 以内
	・ 木材加工流通施設等の整備 ・ 木質バイオマス利用促進施設の整備 ・ 木造公共建築物等の整備	木材産業の競争力の強化や地域材の安定供給を進めるための木材加工流通施設等の整備など	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人等	1/3～1/2 以内 3.75%以内（木質内装） 15%以内（木造公共施設）

### 3 事業イメージ



区分	非公共（補助金）	予算額（千円）	計	国	道	その他
実施主体	上記「事業主体」のとおり	R6 年度	855,254	854,722	532	—
実施年度	H14～	R5 年度	1,267,206	1,266,618	588	—
負担区分	上記「補助率」のとおり	担当課・係	林業木材課	木材産業係 利用推進係	(内線 28-475) (内線 28-480)	



## 林業・木材産業構造改革事業の内容

事業種目及び事業内容（工種又は施設区分）	事業実施主体								
<p>1 安定供給体制の整備推進及び林業経営体の育成</p> <p>ア 高性能林業機械等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 林業機械作業システム整備</td> <td>林業機械導入 【造林保育型】【素材生産型】 〔高性能林業機械等、広域利用林業機械、広域・単独併用機械〕</td> </tr> <tr> <td>② 効率化施設整備</td> <td>効率化作業基地整備、林業生産施設</td> </tr> <tr> <td>③ 活動拠点施設整備</td> <td>林業情報処理施設</td> </tr> <tr> <td>④ 高性能林業機械リース支援</td> <td>林業機械導入</td> </tr> </table>	① 林業機械作業システム整備	林業機械導入 【造林保育型】【素材生産型】 〔高性能林業機械等、広域利用林業機械、広域・単独併用機械〕	② 効率化施設整備	効率化作業基地整備、林業生産施設	③ 活動拠点施設整備	林業情報処理施設	④ 高性能林業機械リース支援	林業機械導入	市町村、森林整備法人等、選定経営体、新たに造林事業を開始する者並びに広域利用林業機械の整備及び林業機械リース支援において再貸し付けを実施するもの（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会、特認団体に限る。）
① 林業機械作業システム整備	林業機械導入 【造林保育型】【素材生産型】 〔高性能林業機械等、広域利用林業機械、広域・単独併用機械〕								
② 効率化施設整備	効率化作業基地整備、林業生産施設								
③ 活動拠点施設整備	林業情報処理施設								
④ 高性能林業機械リース支援	林業機械導入								
<p>2 木材利用及び木材産業体制等の整備推進</p> <p>ア 特用林産振興施設等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 特用林産物活用施設等整備</td> <td>特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃床等活用施設、特用林産物獣害対策施設</td> </tr> </table>	① 特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃床等活用施設、特用林産物獣害対策施設	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、きのこ原木等生産者及び特認団体						
① 特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃床等活用施設、特用林産物獣害対策施設								
<p>イ 木材加工流通施設等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 木材加工流通施設整備</td> <td>木材処理加工施設〔木材製材施設装置、集成材加工施設装置、チップ加工施設装置ほか〕、木材集出荷販売施設</td> </tr> <tr> <td>② 森林バイオマス等活用施設整備</td> <td>森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設</td> </tr> </table>	① 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設〔木材製材施設装置、集成材加工施設装置、チップ加工施設装置ほか〕、木材集出荷販売施設	② 森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設	市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人				
① 木材加工流通施設整備	木材処理加工施設〔木材製材施設装置、集成材加工施設装置、チップ加工施設装置ほか〕、木材集出荷販売施設								
② 森林バイオマス等活用施設整備	森林バイオマス再利用促進施設、木質エネルギー等利用促進施設								
<p>ウ 木造公共建築物等の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 木造公共施設整備</td> <td>公共施設〔木造公共施設、木質内装、木製外構施設ほか〕</td> </tr> </table>	① 木造公共施設整備	公共施設〔木造公共施設、木質内装、木製外構施設ほか〕	市町村、地方公共団体等が出資する法人、特別区及び地方公共団体の組合その他「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律施行令」(平成22年政令第203号)第1条に規定する公共建築物の整備主体						
① 木造公共施設整備	公共施設〔木造公共施設、木質内装、木製外構施設ほか〕								
<p>エ 木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 未利用間伐材等活用機材整備</td> <td>未利用間伐材等活用機材</td> </tr> <tr> <td>② 木質バイオマス供給施設整備</td> <td>木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機材</td> </tr> <tr> <td>③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備</td> <td>木質バイオマスエネルギー利用施設装置</td> </tr> </table>	① 未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材	② 木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機材	③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等		
① 未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機材								
② 木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機材								
③ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設装置								

施設整備等の一般的基準

[共通]

- ① 受益戸数は5戸以上。（木材安定取引協定の締結等により地域材を利用する場合、木質バイオマスの安定取引協定等を締結する等の場合はこの限りではない。）
- ② 対象とする施設等の耐用年数は、おおむね5年以上。
- ③ 1工種（機械及び器具）の事業費は50万円以上。
- ④ 1事業費は500万円以上。ただし、「高性能林業機械等の整備」の【造林保育型】でヘッドのみを導入する場合及び林業用資材運搬ドローンを導入する場合は100万円以上、「特用林産物活用施設等整備」は300万円以上（特用林産物生産基盤整備及び特用林産物獣害対策施設については100万円以上）、「活動拠点施設整備」は100万円以上。
- ⑤ 総費用額に対する総効果額の比率（費用対効果分析）が1.0以上。
- ⑥ 機械施設の入替えの場合、規模・能力がおおむね30%以上増大すること。
- ⑦ 森林組合が収支を伴う施設の事業主体となる場合は、中核森林組合に限る。

[収支を伴う施設]

- ⑧ 事業費がおおむね5千万円以上の場合、経営診断を受けること。
- ⑨ 1施設当たりの総事業費は、原則7億円を上限とする。
- ⑩ 補助残に対する自己資金（出資金、余剰金等）の割合（＝自己資金／（事業費－補助金））は、おおむね12%以上であること。
- ⑪ 施設の増設等の場合、既施設の目標年度までは認めない。（ただし、目標を達成しており、直近の単年度収支が黒字であるなどの場合は除く。）

## 林業・木材産業改善資金貸付事業貸付金

### 1 目的・概要等

林業及び木材産業の健全な発展に資することなどを目的に、林業従事者や木材産業者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の経営の開始や、林産物の新たな生産・販売方式の導入などの取組に必要な無利子の資金の貸付けを行う。

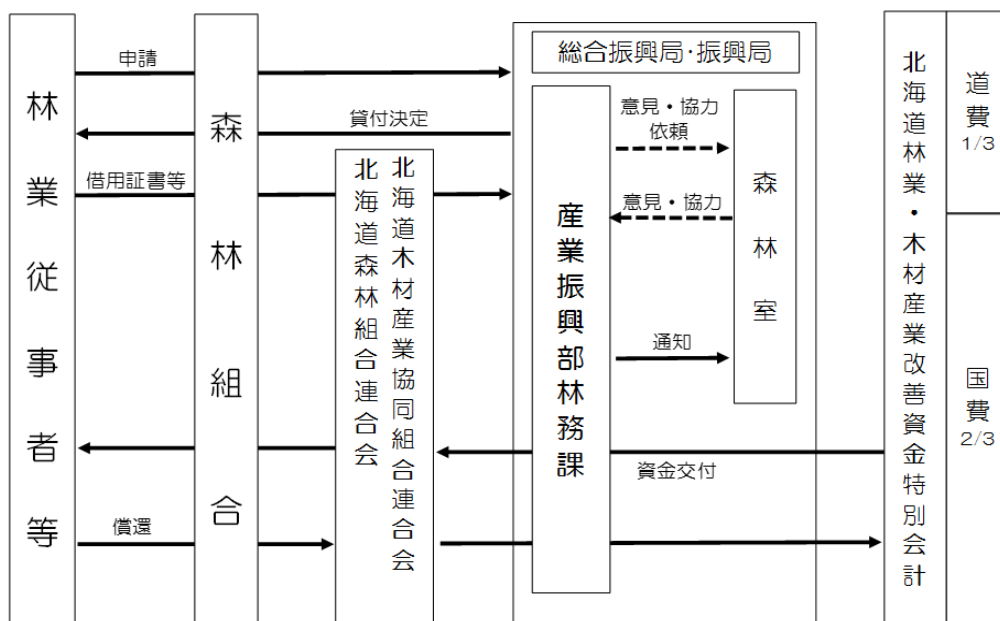
- 根拠 林業・木材産業改善資金助成法、北海道林業・木材産業改善資金貸付規則
- 事業の始期 昭和51年

### 2 資金内容

資金使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな林業部門・木材産業部門の経営開始（機械や施設の導入など）</li> <li>○ 林産物の新たな生産・販売の方式の導入（木材加工施設の導入や立木の買取資金など）</li> <li>○ 林業労働に係る安全衛生施設の導入（防振装置付きチェーンソーの導入など）</li> <li>○ 林業労働者の福利厚生施設の導入（休憩施設や更衣室の導入など）</li> </ul>
貸付限度	個人：1,500万円 会社：3,000万円 その他の団体：5,000万円 （ただし、木材産業分野においては1億円）
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林業従事者（森林所有者、素材生産者、林業労働従事者等）</li> <li>・ 林業従事者の組織する団体</li> <li>・ 木材産業に属する事業を営む者（木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者）</li> <li>・ 木材産業に属する事業を営む者の組織する団体 など</li> </ul>
償還条件	10年以内（据置3年以内） （ただし、法令による特例が適用される場合は当該法令の定める期間以内）

※詳細は参考資料（141ページ）を参照

#### 【林業・木材産業改善資金の仕組み】



※ --> は必要に応じて経由

※貸付及び償還を経由する森林組合は、借受者の住所地（又は所有地）を地区内に含む組合を経由機関とし、道から事務委任を受けた組合に限る。

区分	非公共（補助金）	予算額（千円）		国	道	その他
		R6年度	255,188			
実施主体	北海道	R6年度	255,188	—	—	255,188
実施年度	S51～	R5年度	490,082	—	—	490,082
負担区分	—	担当課・係		林業木材課林業金融係（内線28-574）		